

事務連絡  
令和6年4月19日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

### 処遇改善加算未取得の訪問介護事業所等への取得支援の取組について

令和6年度の介護職員等処遇改善加算等の取扱いに関しては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日老発0315第2号厚生労働省老健局長通知）によりお示ししたところですが、今般、特に重点的な支援が必要と考えられる処遇改善加算等を未取得の訪問介護事業所に対し、4月17日より順次、加算の取得を支援するためのリーフレット（別添1）等を厚生労働省から直接送付しているところです。

その際、令和6年6月から介護職員等処遇改善加算Ⅲを算定する場合に必要な項目に記入箇所を絞った上で、郵送やFAXでの提出を前提に、手書きでの記入を可能とした処遇改善計画書の様式（別添1別紙1）等を併せて送付しています。

そのため、「調査・照会（一斉調査）システム」において4月10日に情報提供させていただいたとおり、各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、郵送やFAXによる計画書の提出がありましたら、ご対応方よろしく申し上げます。

なお、本件にかかる留意点は下記のとおりです。

- ・ 厚生労働省から事業者へ送付した様式は、処遇改善加算を未取得の訪問介護事業所が令和6年6月から介護職員等処遇改善加算Ⅲを算定する場合に用途を限定しています。令和6年5月分から取得する場合や、処遇改善加算Ⅲ以外の加算区分を取得する場合には、局長通知別紙様式7等の他の様式をご使用いただくことが必要です。
- ・ ただし、総合事業の訪問型サービスで、1単位の単価が訪問介護サービスと同じ場合に限り、同じ様式で作成・提出いただけることとしています（「サービス名」は「訪問介護」のままで可）。
- ・ 総合事業に係る処遇改善加算の計画書の提出先は、通常通り各市区町村とな

ります。各市区町村におかれましては、郵送やFAXによる計画書の提出がありましたら、ご対応方よろしくお願ひします。

- ・ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（令和6年3月15日老発0315第1号厚生労働省老健局長通知）において、体制等状況一覧表の記載及び届出の方法についてお示ししているところ、処遇改善加算等を未取得の訪問介護事業所が別添1別紙1の様式により処遇改善計画書を提出する場合には、計画書の提出をもって、体制等状況一覧表の受付は省略いただいて差し支えありません。
- ・ 今般、厚生労働省からリーフレット等の直接送付を行った事業所は、介護サービス情報公表システムに掲載されている情報をもとに、令和3年度以降に更新のあった処遇改善加算未取得の訪問介護事業所です。別途、一覧を「調査・照会（一斉調査）システム」に掲載いたしますので、処遇改善加算未取得の訪問介護事業所であつて、今般の直接送付の送付先から漏れている事業所がありましたら、各都道府県・指定都市・中核市の判断で、必要に応じて追加送付していただいても差し支えありません。

また、今般厚生労働省からリーフレット等を直接送付した訪問介護以外のサービス類型の事業所・施設に対しても、各都道府県・市区町村が必要に応じて送付いただくことができるよう、サービス類型を問わないリーフレット等のひな形を別添2のとおり送付いたします。

各都道府県・市区町村におかれましては、必要に応じて別添2のひな形をご活用いただくなどして、訪問介護以外の処遇改善加算未取得事業者への加算取得への働きかけをよろしくお願ひします。